

別紙

埼玉県老人福祉施設及び介護老人保健施設等の整備に係る指導要綱及び指導要綱様式の一部改正の概要

1 指導要綱

- (1)療養病床から介護施設への転換の特例が終了したことによる改正
 - ・第2条の表区分「⑨療養病床の転換」、提出書類「療養病床等転換計画書」を削除
- (2)提出書類の電子化に伴う文言の修正
 - ・第3条、第7条及び第8条「正本及び副本」を削除

2 指導要綱様式

- (1)療養病床から介護施設への転換の特例が終了したことによる改正
 - ・様式第3号-1
 - 「(6)療養病床等からの転換による特別養護老人ホーム(地域密着型特養を含む)」を削除
 - ・様式第4号-5
削除
 - ・様式第5号-1
 - 「療養病床等から転換する介護老人保健施設の基準緩和について」を削除
 - ・様式第5号-2
 - 「療養病床等から転換する介護医療院の経過措置について」を削除
 - ・様式第11号-2、様式第12号、様式第13号、様式第14号、様式第15号、様式第16号及び様式第17号
「療養病床等転換計画書」の記載を削除
- (2)基準省令の改正に伴う修正
 - ・様式第3号-1、様式第5号-1及び様式第5号-2
(業務継続計画の策定等)
 - 感染症や災害が発生した場合でも、入所者が介護サービスを受けられるよう事業継続に必要な事項を定める「業務継続計画」を策定すること。
 - 職員に対し「業務継続計画」について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。
 - (協力医療機関等)
 - 施設入所者の病状の急変時等に備え、相談対応や診療が可能な協力医療機関等をあらかじめ定めること。(令和9年4月1日から義務化)
 - また、新興感染症の診療等を行う医療機関と新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めること。協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。
- (3)災害イエローゾーンでの整備に係る様式の追加
 - ・様式第18号及び様式第19号
新設
- (4)その他
 - ・様式第1号
区分の修正
 - ・様式第3号-2
印の削除